

国の行政機関の定員の純減方策について  
(中間取りまとめ)

(案)

平成18年3月30日

行政減量・効率化有識者会議

## 目 次

1	有識者会議の基本的考え方	1
2	これまでの検討状況	4
(1)	重点8事項等について	4
ア	農林統計関係	4
イ	食糧管理関係	5
ウ	北海道開発関係	6
エ	ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係	7
オ	社会保険庁関係	8
カ	行刑施設関係	9
キ	森林管理関係	10
ク	国立高度専門医療センター関係	11
(2)	追加検討要請事項等について	12
(3)	地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化	12
3	配置転換、採用抑制等の枠組みについて	13
4	今後の検討に向けて	13
別紙1	重要方針の閣議決定から「中間取りまとめ」までの検討経緯	15
別紙2-1	農林統計関係	16
別紙2-2	食糧管理関係	18
別紙2-3	北海道開発関係	20
別紙2-4	ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係	23
別紙2-5	社会保険庁関係	25
別紙2-6	行刑施設関係	27
別紙2-7	森林管理関係	29
別紙2-8	国立高度専門医療センター関係	31
別紙3	追加検討要請事項	33
別紙4	地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化に ついての総務省の取組方針	36
別紙5	配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況に対する委員から の主な指摘	37
参考1	行政減量・効率化有識者会議について	38
参考2	行政減量・効率化有識者会議の開催実績と今後の予定	39
参考3	総人件費改革の実行計画	40
参考4	平成18年1月6日閣僚懇談会行政改革担当大臣配付資料	42
参考5	平成18年2月10日閣僚懇談会行政改革担当大臣配付資料	43
参考6	省庁再編以降の国の行政機関等の職員数の動向	44
参考7	国の行政機関の定員の主な内訳	45

国の行政機関の定員の純減方策について  
(中間取りまとめ) (案)

平成18年3月30日  
行政減量・効率化有識者会議

政府は、簡素で効率的な政府の実現に向け、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定。以下「重要方針」という。)において、国・地方を通じた総人件費改革の実行計画を定めた。国の行政機関の定員(33.2万人)について、厳格な定員管理に加えて業務の大胆かつ構造的な見直しを行うことにより、5年間で5%以上の純減を実現することは、その重要な一環である。

「行政減量・効率化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)は、このような国の行政機関の定員の純減に向けた個別具体的な取組の検討を行うため、内閣総理大臣の委嘱を受け、本年1月末に発足し、精力的に検討を行ってきた。

重要方針では、上記の目標の実施に向けて個別具体的な取組の検討を要するものについて、遅くとも6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定することとされている。

有識者会議は、業務の大胆かつ構造的な見直しに向けた方向性を導き出すべき重点事項について順次関係各省から集中的にヒアリングを実施してきた。しかし、これまで聴取した関係各省の検討状況は、残念ながら、一部の論点を除き極めて不十分であると指摘せざるを得ない。

中間取りまとめは、これまでの会議における意見・指摘を中心に整理し公表することにより、関係各省に有識者会議としての見解を示し再考を促すとともに、国民各層からの意見を求めようとするものである。

(注)重要方針の閣議決定から中間取りまとめまでの検討経緯については、別紙1参照

## 1 有識者会議の基本的考え方

### (1) 総人件費改革の実現に向けた更なる努力

現下の国・地方を通ずる厳しい財政状況に照らせば、総人件費改革の実現は避けて通れない重要な課題である。国民の期待は、単なる人員削減でなく公務の生産性向上にある。そのため、国で行っている業務を、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」を可能な限り追求する観点から抜本的な見直しを行うことが欠かせない。今回の総人件費改革を単なる人員削減に終わらせないためにも、今後とも様々な手段により、公務の生産性向上に努めていく必要がある。

また、総人件費改革では、地方公務員についても5年間で4.6%以上の純減確保に向けた取組を要請している。有識者会議としても、各地方公共団体などの他の主体における積極的な取組が行われることを期待したい。

関係各省においては、この中間取りまとめに示した今後の検討の方向を踏まえ、自ら積極的に業務を見直して効率化のための工夫を行い、必要最小限の人員で必要な行政二

ーズに応じる体制の構築に向けて、事務・事業の見直し内容とそれに伴う定員の純減規模を早期に具体化し提示することを強く求める。各大臣、幹部を先頭に関係各省自らが、業務運営の徹底的な効率化の推進、行政ニーズの変化に対応した業務の見直しに積極的に取り組んでいただきたい。

## (2) 事務・事業の見直しの意義

重要方針に示された5年間で5%以上の定員の純減の目標を達成するためには、何より毎年度の厳格な定員管理を行うことにより、一層の定員の純減の確保に努める必要がある。しかし、これにより確保し得る定員の純減規模には自ずから限度がある。したがって、この目標達成のためには、社会経済情勢や行政ニーズの変化に適切、的確に対応し、業務を大胆かつ構造的に見直して、国が行うべき事務か、国家公務員が担うべき事務かなど事業の要否及び主体について仕分けを行い、事務・事業の整理、包括的・抜本的な民間委託（官から民へ）、非公務員型独立行政法人化などの事務・事業の削減を強力に進める必要がある。

### ア 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

これまで実施している事務・事業であっても、社会経済情勢の変化、政策の大きな転換に伴う行政ニーズが変化した場合、それに合わせた業務の大胆な整理が必要である。その際には、引き続き国が業務を行うことが必要又は適当であるかどうかを検証し、国が行う必要がないか又は国が行うことが適当でない業務については、業務そのものを廃止するなど抜本的に国の役割を縮小し、定員の純減を行うべきである。

### イ 包括的・抜本的な民間委託等

引き続き国が責任を持つべき業務分野であっても、そのすべてを国家公務員が直接実施する必要があるわけではない。民間に委ねることが可能と考えられる分野であるか、国が直接行うよりも、民間の知見やノウハウを活用することにより、国民に対してより効率的・上質なサービスの提供が可能と考えられる分野については、これまで以上に民間委託の手法を積極的に活用すべきである。

民間委託については、これまでも業務の一部に実施されているが、今後は、できる限り業務全体について包括的・抜本的な民間委託を進めるべきである。

### ウ 非公務員型独立行政法人化

国の行政機関が現在行っている業務のすべてが、政策の企画立案に当たるわけではない。政策の企画立案と実施とをできる限り分離し、後者のうち、国として直接実施する必要はないがなお完全に民間に委ねることが適当でない業務を独立行政法人化することを検討すべきである。

独立行政法人化により、行政機関の本体を簡素で効率的なものとし、政策の企画立案に資源を効果的に集中させることが可能となる。法人化される部門にとっても、工夫により国民へのサービスの効率性や質を一層向上させ得る仕組みとして有効である。

独立行政法人の職員の身分は、非公務員が原則である。公務員であることに伴う制約がなくなることで、民間企業・研究者との自由な人事交流の実施や、インセンティブを

引き出すような給与体系が可能となるメリットがある。また、業務の性質に応じて民間資金の導入等も可能となる。

非公務員型の独立行政法人であっても、法律上の権限付与により公権力の行使の業務を行うことは可能であり、これまで国が実施している業務が円滑に実施できなくなるとの懸念は、必要な法的手当てを適切に講じることにより対処可能である。

エ その他の取組（地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化等）

政府全体としての定員の純減目標の達成を確実なものとするためには、有識者会議で検討対象として取り上げた事項以外についても、今後、総人件費改革の実施期間を通じて、業務の執行体制や運営方法について不断の見直しを行い、業務運営の効率化を通じた定員の削減を進めることが必要である。

この関連で、重要方針中にも挙げられていた事項のうちの横断的な取組である地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化が重要である。国の行政機関の定員管理・組織管理や電子政府の推進などを担当する総務省行政管理局が、毎年度の予算編成過程等を通じてこうした取組を徹底していくことが重要である。

## 2 これまでの検討状況

### (1) 重点8事項等について

重要方針に列挙された重点8事項については、1月6日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して、業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、定員の大幅な純減のための具体的な方策を検討し、報告するよう要請を行った。その後、第3回(3月10日)第4回(3月16日)及び第5回(3月22日)の会議において、関係各省から検討状況の報告を聴取した。

### ア 農林統計関係 <行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理>

- ・統計部門 約4,100人
    - 企画・取りまとめ部門 約1,200人(ブロック段階約300人、県段階約900人)
    - 実査部門 約2,500人(生産統計約1,200人、経営統計約1,000人など)
    - 管理部門 約400人
  - ・情報部門 約900人
- (注)計約5,000人は、地方農政局(7)統計部、統計・情報センター(266)等に配置

#### (ア) 農林水産省の検討状況(回答要旨)

農政改革の進捗状況を踏まえつつ、統計部門について、現行のスリム化計画(注)に加えて更なる業務と要員の合理化に向けて精査し、また、情報部門についても同様に更に精査するとしているが、削減可能数(又は最小限の所要定員)を示していない。また、政府全体としての実効ある配置転換円滑化対策が必要としている。

(注)平成18年度から21年度までの4年間に約900人の縮減

#### (イ) 今後の検討の方向

回答は、今回の要請に応えた削減可能数を全く示していない。品目横断的な経営対策を目指す農政改革の方針に合わせ、国家公務員による実地調査(実査)の廃止など、主要業務ごとに大胆な整理を行うことが必要である。有識者会議としては、農林水産省に対して、以下のとおり、抜本的な見直しの検討を求めるとともに、本年4月に再度ヒアリングを実施する。

業務についての議論と配置転換の受皿の議論は別であり、削減可能数を示さないことの理由には全くなならない。定員の大幅な純減のために踏み込んだ検討を行い、削減可能数を明確に出すこと。

国の職員による実地調査(実査)を廃止すること。国勢調査でも民間人調査員を活用しており、常勤の公務員でないと実査ができないとの説明は、民間を信頼していないものであって、承知できない。

国勢調査などの現場である地方公共団体では、専任職員を置かず業務の繁閑に応じて職員を融通するなど、独自の工夫をしている。農林統計についても、企画・取りまとめ機能を抜本的に合理化すること。

情報部門を廃止すること。本省の広報業務で実施可能である。

管理部門については、他の業務部門以上の合理化を行うこと。

(注)詳細は、別紙2-1参照

## イ 食糧管理関係 < 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理 >

- ・主要食糧部門 計約 3,300 人
  - 主要食糧の備蓄運営（買入れ、売却、保管） 国家貿易等 約 1,000 人
  - 農産物検査（民間検査の監督等） 約 400 人
  - 米穀の生産調整等 約 800 人
  - 米麦の生産・流通調査 約 600 人
  - 管理部門 計 1,100 人のうち約 500 人
- ・消費・安全部門 計約 4,100 人
  - 牛トレーサビリティ 約 900 人
  - 食品表示監視 約 2,000 人
  - 農畜産物の安全性、食品価格・需要動向調査等 約 600 人
  - 管理部門 計 1,100 人のうち約 600 人

（注）計約 7,400 人は、地方農政局（7）、地方農政事務所（39）に配置

### （ア）農林水産省の検討状況（回答要旨）

農政改革の進捗状況を踏まえつつ、主要食糧部門について、現行のスリム化計画（注）に加えて更なる業務と要員の合理化に向けて精査し、また、消費・安全部門についても、食品表示調査等の業務の効率化に向けて更に精査するとしているが、削減可能数（又は最小限の所要定員）を示していない。また、政府全体としての実効ある配置転換円滑化対策が必要としている。

（注）平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に約 900 人の削減

### （イ）今後の検討の方向

回答は、今回の要請に応えた削減可能数を全く示していない。国による主要食糧の全面管理から流通業者が多様な販売活動を行える流通制度に改められたが、旧食糧事務所の部門にはなお大規模な定員が配置されており、主要業務ごとに大胆な整理を行うことが必要である。有識者会議としては、農林水産省に対して、以下のとおり、抜本的な見直しの検討を求めるとともに、本年 4 月に再度ヒアリングを実施する。

業務についての議論と配置転換の受皿の議論は別であり、削減可能数を示さないことの理由には全くなならない。定員の大幅な純減のために踏み込んだ検討を行い、削減可能数を明確に出すこと。

主要食糧の備蓄運営等について、民間活用などにより抜本的な合理化を行うこと。

権力性の高い農産物の「検査」が民間に移管できるのであるから、より権力性が低い米麦の生産・流通調査、食品価格・需要動向調査等の各種「調査」については、すべて民間に委託（民間モニターの活用等）して実施すること。

生鮮食品の食品表示監視については、民間モニターを活用して定員を大幅に減らし、（独）農林水産消費技術センターが行う加工食品の食品表示監視と一体的に実施することが効率的であることから、移管・統合すること。

牛トレーサビリティについては、業務の定着に合わせ、効率化すること。

管理部門については、他の業務部門以上の合理化を行うこと。

（注）詳細は、別紙 2 - 2 参照

ウ 北海道開発関係 < 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理 >

・北海道開発局	6,283 人
道路部門	約 2,300 人
治水部門	約 1,100 人
港湾・空港部門	約 460 人
農業・水産部門	約 1,180 人
総務部門その他	約 1,250 人

(注) 北海道開発局本局(910人)、11の開発建設部(2,874人)及び128の事務所・事業所等(2,469人)に配置(平成17年10月1日現在員)

(ア) 国土交通省の検討状況(回答要旨)

民間委託の推進で約200人、内部管理要員比率の引下げで約200人の計約400人を削減するとしている。

しかしながら、この削減数が、定員合理化計画(18~21年度)の削減数606人の内か外かについては明確に示さなかった。また、類似の地方支分部局の見直しの検討状況や雇用の確保に関する枠組みの内容を踏まえた検討が必要であるとして、具体的な純減目標数の全体は示さなかった。

(イ) 今後の検討の方向

回答は、定員の純減目標数の全体を示していない。また、総理の「二重行政」との指摘に添えておらず、定員の大幅な純減を確保するための具体的な方策の検討も不十分である。このため、有識者会議としては、国土交通省に対して、以下のとおり、抜本的な見直しの検討を求めるとともに、本年4月に再度ヒアリングを実施する。

次回ヒアリング時までには、定員の大幅な純減を実現するための具体的な方策について踏み込んだ検討を行い、その結果可能となる純減数の全体を明確に示すこと。

職員1人当たり総事業費(用地取得費を除く。)を地方整備局と比較すると3割小さい(定員換算で約1,800人相当)。このように、ゼロベースで業務の実施体制を自ら見直すための指標を基に最小限の所要定員を示すこと。

民間委託に関する地方整備局等の見直しを条件とすることなく、自らの問題として民間委託を進めるための北海道開発局独自の数字を提示すること。

11の開発建設部を積極的に統廃合すべきである。特に、同じ区域を管轄し、札幌市内の同一庁舎に所在しながら、事業の種類で組織を分けている札幌開発建設部と石狩川開発建設部は速やかに統合すること。

現在検討中の北海道道州制特区推進法案を待つまでもなく、国土交通省として積極的に北海道庁への事業の移管を検討すること。

(注) 詳細は、別紙2 - 3 参照



エ ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係 < 包括的・抜本的な民間委託等 >

（注）追加検討要請事項のうち、「労働保険（労災）関係」を合わせて検討することとした。

- ・ハローワーク関係（職業紹介、雇用保険給付、雇用対策事業）  
公共職業安定所（約 600 所）の定員 12,164 人
  - 職業紹介関連 約 6,000 人
  - 雇用保険 約 2,600 人（適用・徴収約 900 人（注1）、給付約 1,700 人）
  - 雇用対策関連 約 1,900 人（指導約 1,500 人、助成金給付約 400 人（注2））
  - 総務部門 約 1,700 人
- ・労働保険（労災）関係（労災保険の適用・徴収・給付等、労働福祉事業）  
都道府県労働局等の関係定員（雇用保険部門の一部と重複） 5,121 人
  - 労災保険関連 4,865 人（適用・徴収 1,825 人（注1）、給付 3,040 人）
  - 労働福祉事業関連 87 人
  - 総務部門 169 人

（注1）労働保険（雇用・労災）の適用・徴収で、計約 2,700 人

（注2）助成金給付には、ハローワーク約 400 人のほか都道府県労働局に約 100 人配置

（ア）厚生労働省の検討状況（回答要旨）

ILO 第 88 号条約を遵守するとともに、健全な雇用保険制度の運営の観点から欧米主要国と同様に国が雇用保険と職業紹介を一体的に実施する必要がある。したがって、ハローワークが全国ネットワークで行う無料職業紹介は、国が公務員により直接実施する必要があり、包括的民間委託は困難である。

今回の検討要請を受けて更に民間委託の拡大等を行うこととし、約 1,000 人（重複計上排除後）の定員を削減する。ただし、定員合理化計画での削減予定の内数が含まれる。

（イ）今後の検討の方向

回答は、具体の削減数を提示しているが、質・量・スピードともに不十分である。セーフティネットの機能を維持するとしても民間の参入や委託を推進するなどの工夫を積極的に行うことが必要であり、有識者会議としては、厚生労働省に対して、以下のとおり、抜本的な見直しの検討を求めるとともに、本年 4 月に再度ヒアリングを実施する。

職業紹介業務は、セーフティネットの観点からも様々な選択肢がある都市部について、ハローワークの一部を整理・統合することによる民間参入の拡大や、包括的な民間委託等の取組を行うこと。

労働保険の適用・徴収業務と社会保険の適用・徴収業務の一元化を進めること。

総務等の関連部門を抜本的に合理化すること。

雇用保険のうち求職者給付の 25% を国庫が負担している状況を考え、雇用保険 3 事業等を廃止の方向で見直して関連の個別助成金業務の定員を削減すること。

（注）詳細は、別紙 2 - 4 参照

オ 社会保険庁関係 < 包括的・抜本的な民間委託等 >

- ・ 政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金等の適用・徴収・給付等

社会保険庁の定員	17,365 人
本庁	約 870 人
地方社会保険事務局	約 3,700 人
社会保険事務所	約 12,800 人
庶務・会計業務	約 1,300 人
厚生年金・政管健保の適用・徴収業務	約 5,000 人(注)
国民年金の適用・徴収業務	約 2,600 人
年金給付・年金相談	約 3,900 人

(注) 政管健保の給付約 1,000 人(公法人化)が含まれる。

(ア) 厚生労働省の検討状況(回答要旨)

「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」(注)に基づき、今後 5 年間で 3,000 人以上(17%以上)の純減を行う。

(注) 平成 17 年 12 月策定。平成 18 年度から 7 年間で、政府管掌健康保険の公法人(非公務員型)への移管(約 2,000 人)を含めて、17 年度の人員に比較し、常勤公務員の定員を 20% 以上(約 3,500 人)純減する。

(イ) 今後の検討の方向

社会保険庁改革の基本的枠組みを踏まえつつも、国民の視点に立った更なる合理化が必要である。有識者会議としては、厚生労働省に対して、以下のとおり、現行の業務フローの変更も視野に入れつつ、更なる見直しの検討を行うよう求めるとともに、本年 4 月に再度ヒアリングを実施する。

改革にはスピードが重要であり、7 か年の人員削減計画の前倒しを図ること。

社会保険の適用・徴収業務と労働保険の適用・徴収業務の一元化を進めるとともに、これを念頭に置いた情報システムの構築を図ること。

コア業務の分類や常勤・非常勤の分類の検証、類似業務との比較に基づく適用・徴収業務の適切な定員規模の精査等により、更なる合理化を検討すること。

(注) 詳細は、別紙 2 - 5 参照

カ 行刑施設関係 < 包括的・抜本的な民間委託等 >

- ・ 刑務所・少年刑務所・拘置所（計 74 庁）の設置、管理、受刑者の処遇 等  
17,645 人（ 刑務官等の公安職職員 16,739 人、行政職職員 333 人、医療職職員 573 人）
  - 総務部門 約 2,400 人
  - 処遇部門 約 10,550 人
  - 医務部門 約 900 人 等

（ア）法務省の検討状況（回答要旨）

従来から民間委託を実施している非権力的な業務について民間委託数を平成 18 から 22 年度の間 719 ポスト増まで拡大可能（17 年度の 617 から 1,336 へ）である。

平成 19 及び 20 年度開所予定の P F I 刑務所 2 か所については、職員必要数（法務省想定人数）627 人中 290 人（46%）を民間委託の予定である。

（イ）今後の検討の方向

行刑施設は被収容者の増加を背景に近年職員定員が純増となっている分野であるが、そうであるからこそ、民間委託の一層の推進により所要増員数を圧縮する努力が強く求められる。有識者会議としては、法務省に対して、以下のとおり、更なる検討を行い、その結果を報告するよう求める。

増員幅を一層抑制するため、P F I 方式や構造改革特区の活用など、考え得る手法を総動員して民間委託の拡大を更に検討すること。

特に、総務部門について、行政職職員の配置も含め更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数を拡大すること。

（注）詳細は、別紙 2 - 6 参照

キ 森林管理関係 < 非公務員型独立行政法人化等 >

- ・ 国有林の造成管理、木材の供給、治山事業の実施 等

国有林野事業特別会計の定員 5,264 人

林野庁国有林野部 189 人

森林管理局（7局）5,056 人

下部組織として、

森林管理署（98 署）、森林事務所（1,256 か所）等（計 3,800 人程度）

（ア）農林水産省の検討状況（回答要旨）

国有林野事業のうち、「森林の整備や木材の販売等の定型的な業務」を平成 22 年度に非公務員型独立行政法人に移行させることを検討するとしている。独立行政法人に移行する具体的な人員数は示されなかった。

（イ）今後の検討の方向

非公務員型独立行政法人に移行する具体的な人員数が示されていない。説明を受けた限りでは、大部分の事務が国に残り、一部現場の定型的業務だけが独立行政法人に移行するとのことであり、委員と農林水産省との間では考え方に大きな隔たりがある。このため、有識者会議としては、農林水産省に対して、以下のとおり、更なる検討を求めるとともに、本年 4 月に再度ヒアリングを実施する。

国有林野事業は本庁の企画立案機能を除き基本的に政策の実施部門であるので、森林管理局以下のできる限り全体をまとめて非公務員型独立行政法人に移行することを検討すること。回答に当たっては、独立行政法人に移行する具体的な人数を明らかにすること。

（注）詳細は、別紙 2 - 7 参照

ク 国立高度専門医療センター関係 <非公務員型独立行政法人化等>

- ・がん、心臓病等の特定の疾患に関する高度先駆的医療の研究開発及び標準化・均てん化等

国立高度専門医療センターの定員	5,629 人
国立がんセンター	1,325 人
国立循環器病センター	996 人
国立精神・神経センター	1,062 人
国立国際医療センター	1,074 人
国立成育医療センター	740 人
国立長寿医療センター	432 人

(ア) 厚生労働省の検討状況(回答要旨)

ナショナルセンターとしての役割・位置付けを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置(センターの意見の主務大臣による尊重の担保、借入金(約2,300億円)の償還等)を講じた上で、「非公務員型独立行政法人」とすることを検討する。

(注) 国立国際医療センターの国際医療協力に係る定員(61人)の一部については本省移管を検討するとしている。

(イ) 今後の検討の方向

一部を除いて、国立高度専門医療センター全体の非公務員型独立行政法人への移行を検討するとの回答を基本的に高く評価する。有識者会議としては、厚生労働省に対して、引き続き前向きな取組を促していくこととする。ただし、以下の点について検討し、その結果を報告するよう求める。

法人化した後の姿をも含め、業務の効率化や債務の返済計画などについても積極的な検討を行うこと。

法人の形態論については、法人を統合して共通業務の集中による効率化を図ることが大きな方向であることを踏まえ、各センターごとの法人化と一つに統合した形での法人化とのメリットとデメリットを明らかにすべく、早急に検討を行うこと。

(注) 詳細は、別紙2 - 8 参照

## (2) 追加検討要請事項等について

1月6日の検討要請事項に加え、関係各省に純減方策の検討を要請する重要事項として、第2回会議(2月8日)において、以下の7事項を決定した(別紙3参考1参照)。

- 登記・供託関係(法務省)
- 国有財産管理関係(財務省)
- 労働保険(労災)関係(厚生労働省)
- 官庁営繕関係(国土交通省)
- 国土地理院関係(国土交通省)
- 自動車登録関係(国土交通省)
- 気象庁関係(国土交通省)

追加検討要請事項については、関係各省において自ら定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、個別具体的な取組方針を検討し、報告するよう、2月10日の閣僚懇談会で行政改革担当大臣から関係閣僚に対して要請を行った(別紙3参考2参照)。有識者会議としては、4月に、関係各省から検討の状況について説明を聴取し、質疑を行うこととしている(注)。

(注)労働保険(労災)関係については、第4回会議(3月16日)において、ハローワーク関係と合わせてヒアリングを行っている。

なお、追加検討要請事項とはしなかったが、防衛施設関係(防衛庁)、国税関係(財務省)、特許関係(経済産業省)、空港整備関係(国土交通省)については、資料の提出を求めた上で、第5回会議(3月22日)において、その取扱いを検討した。その結果、防衛施設関係については、今後、防衛庁に状況報告を求めつつ、必要に応じて議論を行うこととした。他の3事項については、政府部内において自ら厳しく定員管理を行うことを求めることで、追加検討要請事項とはしないこととした(別紙3参考3参照)。

## (3) 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化

重要方針における地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化については、第1回会議(1月31日)において、「減量・効率化方針」の改定作業を前倒し実施するとの総務省行政管理局の作業方針について有識者会議よりこれを推進するよう求めた。また、第5回会議では、同局が関係各府省との間で取り組んでいる見直しの検討状況について説明を聴取した。

有識者会議としては、同局による取組方針(別紙4参照)に即して、引き続き見直し作業を積極的に推進し、最終取りまとめに向けて、地方支分部局等の見直しとIT化による減量・効率化に関する取組を具体化する必要があると考える。

### 3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

個別事項について事務・事業の見直しを行い、国の行政機関の定員の純減を進めるに当たっては、重要方針にも示されたとおり、これら事務・事業に従事する職員の円滑な異動を図り、雇用を確保するため、府省間を含む配置転換や研修、採用抑制の仕組みを構築し、実行していくことが必要である。

これについては、「配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント(案)」として、現時点での検討状況の説明を受けた(別紙5参照)が、閣僚級を含む検討体制を整備するなど、個別事項についての大膽かつ構造的な事務・事業の見直しを推し進めるに当たって、職員の雇用確保を図るための手厚い体制の構築が検討されているものとする。早急に具体化を図り、政府全体としての実効ある仕組み作りを急ぐことを強く期待する。

また、この仕組みの運用に当たっては、公務能率の維持・向上にも十分配慮しつつ、公務人材の有効活用のため、各府省における配置転換の積極的な受入れ等の取組を行うとともに、職員に対しては多様な選択肢を提示できるよう、国の行政機関以外への転身等についても条件整備が求められると考える。

### 4 今後の検討に向けて

有識者会議としては、政府における検討に資するべく、引き続き精力的に検討を進める。4月以降には、残された6事項も含めたヒアリングを実施して関係各省との議論を進め、定員の純減に向けた取組の具体的な方向性について、政府の成案策定に間に合うよう取りまとめることとする。

その際、今回の「中間取りまとめ」については、内閣官房を通じてホームページ等において公表し、国民各層からの意見を求めることとしたい。寄せられた意見を今後の会議においても参考としながら、検討を進めることとしたい。

(注) 有識者会議の開催実績と今後の予定については、参考2参照

## 行政減量・効率化有識者会議

座長	いいた 飯田	まこと 亮	セコム株式会社取締役最高顧問
座長代理	あさくら 朝倉	としお 敏夫	読売新聞東京本社常務取締役論説委員長
	おうみ 逢見	なおと 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	おきな 翁	ゆり 百合	(株)日本総合研究所主席研究員
	おばた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	かしたに 榎谷	たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
	きくち 菊池	てつろう 哲郎	毎日新聞社論説委員長
	たかはら 高原	けいいちろう 慶一郎	ユニ・チャーム株式会社代表取締役会長
	とみた 富田	としき 俊基	中央大学法学部教授
	ふなだ 船田	むねお 宗男	フジテレビジョン報道局解説委員主幹
	みやわき 宮脇	あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
	もり 森	さだのり 貞述	愛知県高浜市長



## 別紙 1 重要方針の閣議決定から「中間取りまとめ」までの検討経緯

行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、重要方針に定められた業務の大胆かつ構造的な見直しによる国の行政機関の定員の純減の実施に向けた個別具体的な取組について、政府の行政改革推進本部の下で検討を進めるため、これまでの「独立行政法人に関する有識者会議」を改組して開催することとされた。

重要方針に列挙された重点 8 事項については、1 月 6 日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、報告するよう要請を行った。また、重要方針における「重点事項」のうち、地方支分部局等の見直し及び IT 化による業務のスリム化については、同日の閣僚懇談会において、総務大臣に協力要請が行われた。

有識者会議は、第 1 回会議（1 月 31 日）及び第 2 回会議（2 月 8 日）における議論を経て、重点 8 事項に加えて、関係各省において個別具体的な取組方策の検討を求める 7 事項を選定した。これらの事項については、2 月 10 日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して検討要請を行った。

これを受けて、同日、行政改革推進事務局から関係各省に対して、それぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、その見直し結果を、考え方や根拠とするデータ等とともに提出するよう求めた。

有識者会議は、第 3 回（3 月 10 日）、第 4 回（3 月 16 日）及び第 5 回（3 月 22 日）の会議において、1 月 6 日に検討要請がなされた 8 事項等について、関係各省から検討状況の報告を聴取し、指摘を行った。これらの事項のうち、一部の事項については、有識者会議として 4 月に改めて報告を聴取することとした。

また、地方支分部局及び IT 化に係る取組については、第 1 回会議及び第 5 回会議において総務省行政管理局から取組方針と検討状況の報告を受けた。

さらに、重要方針に基づき政府で検討が進められている定員の純減目標達成のための配置転換、採用抑制等の枠組みについて、第 4 回会議で内閣官房行政改革推進事務局から検討状況の報告を受けた。

第 6 回会議（3 月 24 日）及び第 7 回会議（3 月 30 日）には、「中間取りまとめ」の構成と内容について議論を行い、第 7 回会議において「中間取りまとめ」を決定した。

**重要方針における見直しの方向性**

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

**農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 統計の実査業務について、調査員調査、郵送調査へ移行し、原則として国の職員による実査を全て廃止
- 統計の企画・取りまとめ業務について、農政改革の進展にあわせた統計調査の廃止・見直し（品目別統計調査の廃止等既存統計調査の抜本的な整理・統合、調査客体数の縮減、調査項目の簡素化、調査周期の延長等）による合理化、地方農政局等が行っている業務について本省で一括して実施
- 情報業務について、既存業務を見直し、地方農政局の既存の広報部門の体制で実施可能な業務に限定
- 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

**検討の状況**（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

統計業務の見直しの検討方向について

**【農林水産省からの説明】**

- ・ 農林統計は、政策目標の設定、財政支出、法令の執行に直結するものであり、農林水産統計の基礎となっている。
- ・ これまでも合理化を推進。平成16年には農林統計業務全体をゼロベースから見直し、平成21年までに約1,100人の縮減に取り組んでいるところ。さらに、現在推進している農政改革を踏まえ、「農業経営統計調査」について、品目横断的経営安定化対策の導入に伴い、標本数の見直し、一部の郵送調査化等を推進。
- ・ 具体的な要員の規模については、現在更なる精査をしているところ。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 定員の削減について具体的な説明がない。農政の転換に合わせ、業務も大きく見直し、どのような業務内容、組織、定員が必要なのか、既存の削減計画（1,100人の削減）に追加する削減数を具体的に示すべき。
- ・ 業務の在り方をゼロから見直し、より効率的な執行方法を追求するべき。
- ・ 政策の目標と期間を定めずにどう評価・改善していくのか。農林統計に必要な最適数を示すべき。
- ・ 民が活力を持つことにより公が生産性を高め豊かになる（「活私豊公」の）観点から、民間委託等により、農林統計を見直すべき。

## 府省間配置転換と純減数との関係について

### 【農林水産省からの説明】

- ・ これまでの府省間配置転換の仕組みでは限界がある。
- ・ 配置転換が円滑に進まない場合には、職員の雇用及び労働条件に直結する問題が生ずるおそれがあり、政府全体として実効ある配置転換円滑化対策が必要。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 配置転換円滑化対策が明示されていないと削減数が示せないという農林水産省の主張はおかしい。
- ・ 受皿があればいくらかでも純減できるということになる。

## 農林統計における国の職員による実地調査（実査。約 2,500 人）について

### 【農林水産省からの説明】

- ・ 調査結果が、（ ）国の財政支出等に影響するため高い精度が求められること、（ ）個人のプライバシーに関わるため公務員に対する信頼感が必要、（ ）必要な専門知識を持つことが不可欠等の理由から、最小限国の職員による実地調査を実施せざるを得ないが、大部分を調査員調査や郵送調査に移行する。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 農家のプライバシーがあるから国家公務員による実査が必要だというのが、国勢調査等も国民のプライバシーに関係する。国勢調査では、民間の調査員を活用して、常勤の公務員を配置しなくても調査を行っている。常勤の国家公務員による実査はすべてアウトソーシングし、廃止するべき。
- ・ 公務員でないと調査できないという説明は、民間人は信頼できないというに等しい。
- ・ 担い手中心の農政を目指すなら、農家自身が帳簿を付けられるような仕組みにすることが必要。帳簿もないところで強い農業は育たない。
- ・ 食糧自給率が低く、農業に競争力がないまま、統計だけ精密でも何の意味もない。職員による実査を 19 本から 6 本に減らすというが、ゼロにするべき。

## 企画・取りまとめ業務（約 1,200 人）について

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 国勢調査の実施に当たっては、地方公共団体の現場でも、担当者以外の職員を臨時に動員するなど工夫を行っている。農林統計についても、抜本的に合理化するべき。

## 情報部門（約 900 人）について

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 政策情報の受発信、国民からの意見・要望の収集は重要であるが、通常の広報部門で十分実施が可能。情報部門は廃止するべき。

## 管理部門（約 400 人）について

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 管理部門は、他の業務部門よりも踏み込んで合理化するべき。

**重要方針における見直しの方向性**

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

**農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 主要食糧の買入れ、保管、販売等の業務について、原則として全ての業務を対象に廃止・見直し、包括的民間委託
- 農産物検査業務について、国が行う検査から民間検査への移行又は公的な資格制度によらない完全な自主検査に移行することとし、国の業務を最小限に限定
- 米穀の生産調整業務について、農業者・農業者団体が主体となった生産調整システムでの需給調整への移行に伴い、原則として地方支分部局における業務を廃止
- 米麦の生産・流通調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
- J A S 巡回指導業務について、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターの業務内容・権限の整理、包括的な民間委託（調査員の活用）、調査対象の絞込み
- 食品価格・需要等調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
- 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

その他、減量・効率化方針（主要食糧業務に係る定員は、平成 14 年度末の 5,900 人を向こう 10 年以内に 1/3 程度にまで縮減、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14 年度末定員の 8,843 人を向こう 10 年以内に約 3,000 人削減）を平成 22 年度までに前倒し実施すること。

**検討の状況**（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

主要食糧部門（計約 3,300 人）について

**【農林水産省からの説明】**

- ・ 平成 24 年度末までに要員規模（定員）を約 2,000 人までに削減する予定である。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ なぜ公務員が直接やらないといけないのか。
- ・ 農産物検査が民間へ移管される。食糧管理関係業務に限らないが、より権力性の高い「検査」が民間に移管できて、権力性が低い「調査」が民間で実施できないという説明に説得力はない。
- ・ 民間検査員制度が定着したら組織そのものが要らない。それに合致した減員目標を出すべき。
- ・ 産地は農産物のブランド化に努力している。検査で保護するより自主的・自立的にやっていくことが重要。

## 生鮮食品の表示監視業務（約 2,000 人）について

### 【農林水産省からの説明】

- ・ 不正表示が見つければ、業者名公表などの行政措置に向けて故意か過失かなどの行政としての高度の判断を現場で行う必要がある。大手スーパーのコンプライアンスが優れていても、実際に表示をするのは各店舗であり、実際に違反も見つかっている。
- ・ 加工食品については独立行政法人農林水産消費技術センターが食品表示監視業務を行っている。工場でパッケージされているため、分析の結果問題があった場合には工場に立ち入り検査を行うなど、監視方法が異なる。独立行政法人では、立入検査などに協力を得られない場合がある。
- ・ 生鮮食品は日持ちせず、日々入れ替わるため、店舗で表示確認する必要がある。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 食品については、ソーシャルオーデットが非常に強く、法令順守が期待できる。現在約 2,000 人の人員がいるが、その合理的な根拠はない。すべてをチェックできるわけではなく、監視できるものだけやっているとこの感がある。一罰百戒でよい。
- ・ 食品衛生分野では業者による食品衛生指導員が監視を行う仕組み等がある。何より消費者が一番神経質になって見てくれる。民間のモニターを活用すればよく、常勤の公務員が直接実施する必要はない。
- ・ 農林水産省が管轄する大手のスーパーでは、コンプライアンスの徹底に努めている。国の職員が各店舗まで巡回する必要はない。
- ・ 加工食品の表示監視については（独）農林水産消費技術センターが約 500 人で行っている。同センターは農薬検査や肥飼料検査も合わせて生産から流通まで見るようになっており、生鮮食品の表示監視も同センターに統合して効率化すべき。
- ・ 独立行政法人だと立入検査に協力が得られないということは、理由にならない。

## 食品価格・需要動向調査など（約 600 人）について

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 国の職員が直接調査を実施する必要はない。
- ・ 平成 15 年度以降も同じ規模を維持する予定となっているが、効率化すべき。

## 牛トレーサビリティ業務（約 900 人）について

### 【農林水産省からの説明】

- ・ 生産者の自主的取組を促すなど工夫はしているが、BSE の監視期間中（最後の発生から 7 年）は現行の体制で行わざるを得ないと考えている。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 制度の発足時はともかく、業務の定着に合わせて効率化すべき。

## 管理部門（計約 1,100 人）について

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 管理部門 1 人当たりの定員数が平成 15 年度以降変わらない今の計画では、組織マネジメントが効率化されていないことになる。

**重要方針における見直しの方向性**

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

**国土交通省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

別添のとおり、累次の総理の指摘があるが、これにどのように対応するのか。

また、以下の方向で業務の抜本的見直しを行い、必要最小限の体制とすること。

（注）以下において、比較の対象となる地方整備局の水準は、別途地方支分部局等の見直しを行うこととしているので、当然のことながら、最終的には地方支分部局等の見直し実施後の水準となる。

- 直轄事業について包括的に民間委託等を促進し、民間委託率を本州等並みに引き上げ、地方整備局と同程度の体制まで合理化すること。
- 北海道開発計画に係る調査要員を合理化すること。また、本局、開発建設部及び事務所・事業所等の関係を抜本的に見直して、整理統合を進め、合理化すること。
- 各事業分野別の定員について、本州等の各ブロックの類似の体制と比較して、必要最小限の定員はどの程度か。例えば、直轄事業の総事業費と体制を比較してどうなるのか。

**検討の状況**（3月22日第5回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

全体の純減目標について

**【国土交通省からの説明】**

- ・ 5年間の具体的な純減目標数の全体については、雇用の確保に関する枠組みの内容を踏まえた検討が必要である。
- ・ 事業の実施に必要な定員の検討には、自然条件、地理的条件、人口分布、交通量等、各事業の特性に応じ様々な要素を考慮する必要があり、特定の指標に基づく一律の比較は不適當である。
- ・ 業務の民間委託率を地方整備局並みとすること及び内部管理要員を合理化することで、平成18～22年度に約400人を削減する。しかし、これは現行の定員合理化計画（平成18～21年度）における削減数606人とは性格の異なる数字であり、その関係を一概に論じることはできない。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 説明では、現行の定員合理化計画の削減数606人との関係が全くわからない。ここをはっきりしないと議論を進めることができない。
- ・ 定員の純減数について、次回ヒアリング時までには、最大どれくらい純減ができるか、国土交通省自ら純減数の全体を示すべきである。
- ・ 現時点で示された削減数約400人は全体の6パーセント程度であり、北海道開発関係が定員純減の重点的な検討分野とされたことを踏まえた数字とは言えない。
- ・ 例えば、用地取得費を除く定員1人当たり事業費を比較すると、地方整備局等の平均より北海道開発局の方が3割程度小さく、これを定員換算すれば1,800人となる。こうした指標を基に地域の特殊性を加味して計算するなど、ゼロベースで業務全体の実施体制を自ら見直すための指標を次回ヒアリング時までには示すことが必要である。

## 「二重行政」の指摘等への対応について

### 【国土交通省からの説明】

- ・ 北海道道州制特区推進法案については、現在、自由民主党の道州制調査会等において検討中であり、コメントは控えたい。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 北海道開発局と北海道庁が事業を行う地域は同一であり、組織を一緒にすれば、道路管理などの事業が効率化できる。
- ・ 例えば道路の除雪を行う地域を「面」としてとらえると、北海道庁と分かれて実施していることによりかえって非効率が生じているのではないか。
- ・ 「二重行政」との総理の指摘や公共事業費の減少に応じた定員の削減が行われていないという事実を踏まえることが必要。北海道道州制特区推進法案の成立を待つまでもなく、国土交通省として積極的に北海道庁への事業の移管を検討すべきである。
- ・ 世界中に在外公館を置く外務省の定員より、国内の一地域である北海道を管轄する北海道開発局の方が定員が多いのはおかしいのではないかと、というが国民の一般的な受け止め方である。北海道は面積は大きいが居住人口は少なく、人口に応じた定員配置とすべきではないか。

## 包括的民間委託について

### 【国土交通省からの説明】

- ・ 行政判断、行政責任等を伴わない補助的な業務、単純業務について、地方整備局等の取組を参考にしつつ民間委託を一層推進することにより 200 人程度を削減する。なお、地方整備局等の取組が進めば、これに応じて更に民間委託を進める。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 地方整備局等の民間委託率の水準が適正かという問題もある。いずれにせよ、定員の純減に向けて、地方整備局等の見直しを条件とすることなく、自らの問題として北海道開発局独自の数字を次回ヒアリング時まで提示すべきである。

## 出先機関の抜本的再編について

### 【国土交通省からの説明】

- ・ 組織の統廃合や同種業務の広域・集中処理等により、内部管理要員比率を 3 %程度引き下げ、これにより約 200 人程度を削減する。
- ・ 現在 11 ある開発建設部は、広い区域を管轄し、災害対応時における事務所・事業所等の統括などの重要な業務を担っているため、統廃合を行うことはできない。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 昭和 26 年以降半世紀以上見直されていない 11 の開発建設部を積極的に統廃合すべきである。特に、同じ区域を管轄し、札幌市内の同じ庁舎内にありながら、事業の種類で組織を分けている札幌開発建設部と石狩川開発建設部は速やかに統合し、定員を減らすことが必要である。
- ・ 災害対応などの考え方は、北海道開発局と北海道庁とで異なることはないはずである。国として本当にやらなければならないものは何か、検討すべきである。

経済財政諮問会議における小泉議長発言(抜粋)

(平成 15 年第 29 回経済財政諮問会議：平成 15 年 12 月 19 日)

道州制特区について

(小泉議長) 最初は「1兆円補助金削減」、とんでもないと言っていたのが、できた。苦労はわかるけれども、やればできるんだ。税源だって完全ではないが所得税で出来るようになった。あと交付税は今言ったとおり大事で、あと3兆円の補助金の改革とあわせて、本当の三位一体を、来年度のどこかの時点で全体像を出した方がいい。北海道はやってみたらどうかって私が言い出した。何で北海道が言い出さないのか、私が言い出さないで、むしろ北海道の議員なり、北海道の知事が言い出すべきだと、待っていた。ようやく来たからよかったと思う。雇用問題は心配だろうけど、最初からパンとやるという前提で、何で二重の行政があるのか。地方支分部局との事務事業の一元化をちゃんとやらなきゃだめだ。通産省出身でも通産局だって必要ない。北海道庁に吸収できる。自分の出身の役所からまずやる。そして開発局もちゃんとやる。そういうことをはっきりさせた方がいい。応援するから。

(平成 16 年第 12 回経済財政諮問会議：平成 16 年 5 月 28 日)

北海道・道州制特区について

(小泉議長) ともかく知事がこうしてくれと。知事の言った統合、これはいい。まず、第1段階で北海道開発局6,500名というのは、これまた多いね。中央の役所の出先をまず統合して、北海道はこうやりたいという案をちゃんとぶつけてください。大田政策統括官と相談して、それを応援するから。外務省は5,000人しかいないのに、何で北海道開発局に6,500人要るんだ。こういうことも含めて、本省と労働問題を怖がらずに大胆にやってください。応援するから。

(平成 17 年第 14 回経済財政諮問会議：平成 17 年 6 月 7 日)

規制改革について、「基本方針 2005」について

(小泉議長) 北海道開発局は何人いるのか。

(中川議員) 6,000人ぐらい。

(小泉議長) 道州制をしようというのに、北海道は開発局は要らないと言っているのに、抵抗にあって、できないだろう。だから、費用よりも「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」だ。治安関係だって、今、警察官も、公務員ではなくてもできる違法駐車取締りなどは民間に任せている。刑務官など、公務員ではなくてもできる分野があると思う。そういうことをやれば、純減目標はできる。北海道開発局1つとってもそうだ。道庁がありながら、何故、あんなに何千人もいるのか。だから、純減目標は大事だ。



**重要方針における見直しの方向性**

包括的・抜本的な民間委託等

**厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日及び2月10日行政改革推進事務局）

職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
- 定型的業務の完全外部化、情報システムの活用 等

雇用保険3事業及び労働福祉事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

**検討の状況**（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 5%の削減は、質・量・スピードともに弱すぎる。再検討すべき。
- ・ 回答は全く不十分であり、きちんと新規に何人削減するのか示さないと、大きな割当をすることが必要になるのではないか。

職業紹介業務（約6,000人）について

**【厚生労働省からの説明】**

- ・ ILO第88号条約の遵守や、健全な雇用保険制度の運営の観点から欧米主要国と同様に雇用保険と職業紹介を一体的に実施する必要。従って、無料職業紹介は、国が公務員により直接実施する必要があり、包括的民間委託は困難。但し、検討要請を受けて更に民間委託の拡大等を行う。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 1953年に批准された条約があるから取り組むことができないというのは納得できない。仮に今批准したとしたら、600か所の半分も必要ないのではないか。
- ・ 包括的民間委託が難しいなら、地方は別として、セーフティネットとの関係で条約上も問題がない都市部においてハローワークの統廃合を進めるなどの取組を進めるべき。統廃合すれば待ち

時間が長くなるというのは理由にならず、それこそ民間の参入が有効という証拠である。

- ・ 国は障害者雇用率の達成対策などをしっかり行えばよく、職業紹介・相談など民間でも多様な展開がされている部門は、時代に合わせた抜本的な点検をすべき。
- ・ ILO条約との関係では、逆に「こういう解釈をする」とILO事務局に働きかけるようなことがあってもいいはず。
- ・ ILO条約の解釈だけは一步も譲らないというのは、バランスを欠いた対応ではないか。
- ・ ハローワークはセーフティネットであり、キャリアアップに用いられる民間事業者とは異なる位置づけである。ただし、見直しは必要である。
- ・ 無料のものがあれば人が来るのは当然であり、ハローワークの必要性の根拠にはならない。都市部では選択肢があり、民間を活かす形で環境を整備し、抜本的な見直しを行う必要がある。
- ・ 包括的な民間委託のほか、官民混在型の部分的民間委託等を含め、効率化の方策を検討すべき。
- ・ ILO条約は半世紀前の話であり、ドッグイヤーで言えば大正時代の感覚のもの。もう少し柔軟に考えるべきであり、職業紹介のセーフティネットとしての機能は維持するとしても、条約の内容を満たしながら民間参入や委託を推進するなどの工夫が必要。

#### 労働保険の適用・徴収業務について

##### 【厚生労働省からの説明】

- ・ 職権による保険料の決定、立入調査や強制徴収等国民の権利・義務に影響を与えるものであり、政府が直接関与すべきものであることから、包括的民間委託は困難である。ただし、定型業務の民間委託化等を検討し、一定の人員削減を行う。

##### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 徴収業務に関して、共同の事務センターを社会保険事務所に置いているが、厚生省と労働省が統合して時間が経っているのに実態として両者の一元化は進んでいないのではないか。
- ・ 根本的な見直しを要請しているのであり、現行制度の相違を前提とすべきではない。少なくとも、徴収は社会保険と労働保険がなぜ別々になっているのか全く理解できず、当然一系統で行うべき。
- ・ 一元化は合理化以前の常識の問題であり、もっと弾力的に考えるべき。

#### 雇用保険3事業及び労働福祉事業について

##### 【厚生労働省からの説明】

- ・ 当該事業は、独法や民間委託により実施する等その見直しが定員の純減に直結しないものが大部分であり、また、労働局において支給している助成金の支給業務は、職業紹介や事業主指導と一体的に実施する必要がある。

##### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 雇用保険3事業と労働福祉事業については、事業実施による成果を見極め、事業の廃止を視野に入れながら検討すべき。
- ・ 雇用保険の求職者給付の25%が国庫負担であるが、この国庫負担を止めたら雇用保険3事業を続けるのかといった観点からの見直しが必要。

#### 総務等の関連業務について

##### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 総務部門（約1,900人）などの関連部門が回答に含まれていないが、合理化が必要。

**重要方針における見直しの方向性**

包括的・抜本的な民間委託等

**厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 社会保険事務局のブロック化
- 社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用 等

**検討の状況**（3月22日第5回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

**【厚生労働省からの説明】**

- ・ 内閣官房長官の下での「社会保険庁のあり方に関する有識者会議」等における議論の中で、保険料徴収の徹底、職権適用の拡大、国民サービスの向上、内部統制機能の強化、ITガバナンス等の要員強化が必要とされており、こうした業務を含む包括的民間委託はできない。
- ・ 他方、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」において、今後7年間で、政府管掌健康保険公法人（非公務員）移行分を含め、常勤公務員の定員を20%以上純減（約3,500人）することとしており、当該計画に基づき、今後5年間で約3,000人超（削減率17%以上）の純減を行う。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 強制徴収の部分は議論があろうが、ギリギリの見直しというのは疑問があり、コア業務と非コア業務の分類を見直すことにより、更に削減できるのではないか。
- ・ 削減「できる」と「できない」の仕切りが内向きに見える。もう少し前向きに検討すべき。
- ・ 社会保険庁に対する国民の目は厳しい。納税者・国民の目線で見直すべき。
- ・ 社会保険庁の削減計画では、常勤よりも非常勤の削減の方が多いが、逆にすることも考えられないか。

人員削減計画の前倒しについて

**【厚生労働省からの説明】**

- ・ 日本最大のオンラインシステムを業務・システムの最適化計画に基づき5年間で整備すること

を前提としており、これ以上の前倒しは技術的に困難である。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 改革にはスピードが重要であり、前倒しを図るべき。
- ・ 既に削減に取り組んでいる他の部局にも同様の指摘をしている。現行の7年計画を5年間に前倒しすべき。
- ・ 業務・システム最適化計画はいわばルーチンなものであり、上乘せが必要。単にシステム整備があるから無理というのは、国民が納得しないのではないか。
- ・ 郵便局のシステムは前倒しがなされたが、真にシステム整備に5年要するのであれば、例えば、ねんきん事業機構が発足する時に、システム整備を前提とした非常勤化や時限定員化をすることにより恒常的な定員を削減することはできないか。

労働保険の適用・徴収業務と社会保険の適用・徴収業務の一元化について

【厚生労働省からの説明】

- ・ 社会保険と労働保険とでは、適用事業所や被保険者の範囲、保険料の算定方式等が異なる。これらを直ちに統一することは制度の根幹に関わるため困難。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 厚生年金・政管健保と労働保険の制度の中身が異なるのは分かるが、適用・徴収業務の対象は勤労者であり同じである。一元化によって更なる合理化を図るべき。
- ・ 仮に中身が異なる部分があるのなら、一元化に向けて積極的に工夫していくべき。
- ・ 徴収事務センターでの一元化が実態として前進しているという説明だが、そうであれば、削減対象として見込むべき。
- ・ 国民の顔を見ながら改革を進めていくべきであり、業務の実施単位の相違があるからという理由は、削減の余地があると考えざるを得ない。
- ・ 厚生年金・政管健保の対象事業所が約150万でその適用徴収要員は約4,000人である一方、労働保険の対象事業所が約300万で適用・徴収の要員は約2,700人。その差がなぜ生じるのか。
- ・ 職員の数と徴収率の向上は必ずしも一致するものではなく、類似業務との比較により適正な定員を算出すべき。保険の種類(厚生年金と労働保険)によって定員の差が生じるのは疑問であり、更なる精査が必要。
- ・ ユーザーの立場から見れば、社会保険と労働保険は当然一元化されるべきもの。今から一元化を前提として取り組むべき。
- ・ 国民の利便の観点から複数の窓口が存在するのは不合理であり、組織や庁舎の統合、窓口の一本化などを前提とした職員の再配置を検討すべき。
- ・ 厚生労働省の3つの出先機関を合わせれば、相当の削減ができるのではないか。
- ・ 法改正をせずにできる一元化の措置はし尽くしており、更なる一元化のためには法改正が必要であると説明するのであれば、その変えるべき点を整理して説明することが必要。

**重要方針における見直しの方向性**

包括的・抜本的な民間委託等

**法務省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

現在実施している P F I 事業における包括的民間委託と実質的に同様の取組を、当てはめ得る他の全ての刑務所において行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、その理由を明らかにすること。

以下の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 一部の刑務所で民間等への委託を実施中の総務、警備等の業務の他の刑務所への拡大
- 上記の委託業務範囲の更なる拡大
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用 等

上記の業務のうち民間等への委託を実施中のものについて、当該業務の内容とその人員数（総人員数及びそのうちの委託済人員数）を施設ごとに明らかにされたい。

**検討の状況**（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

行刑施設の現状と民間委託の推進について

**【法務省からの説明】**

- ・ 近年の収容者数の増加で、職員1人当たりの収容者数は平成7年の2.7人から16年の4.4人と1.6倍になっており、超過勤務や休日出勤が常態化するなど職員の待遇が悪化。
- ・ 加えて、過剰収容状態の解消のため今後新たに収容棟を約9千人分増築することとしており、刑務官の増員が不可欠。
- ・ 増員幅を圧縮するため、公権力の行使に当たらない業務の民間委託を推進。全国の施設の人員配置を精査し、平成22年度までに新たに719ポストを民間委託可能と算出。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 国の財政が厳しい中、数多くの刑務所を運営していくためには、地域の安全にも配慮しつつ、引き続き民間委託を進めていく以外にない。
- ・ 総務部門約2,400人分の業務については、もっと民間委託ができるのではないかと。定員純減という政府全体の大きな目標があることを踏まえ、更に検討を進めてほしい。
- ・ 民間委託は単年度契約のようだが、複数年契約にすれば、委託職員の熟練度も上がり、委託できる範囲が広がるのではないかと。
- ・ 市場化テスト法が成立し施行されれば、民間委託を巡る環境も変わるのではないかと。
- ・ 行政職の職員はどのような業務をしているのか。刑務官も総務系の業務を行うということなら、行政職の職員は他の仕事についてもらってもいいのではないかと。
- ・ 既存の施設は元々委託を前提にしておらず、そのような建物で民間事業者が事業を行うのは難しいとのことだが、施設を民間に委託できるような構造に改修すれば、改修費用はかかるが人件費は削減でき、トータルでコストを下げるができるという考え方もあり得る。

## 構造改革特区を活用した民間委託の推進について

### 【法務省からの説明】

- ・ 構造改革特区では、公権力の行使を伴う業務のうち、職業訓練、健康診断など権力性の弱いものについて民間委託が可能となっている。
- ・ 地域自治体の熱意と民間事業者の参入意欲を考慮し、山口、島根の2箇所において、PFI方式による施設建設から運営までの包括的な民間委託を実施。
- ・ これら2施設の実施状況を踏まえつつ、今後の新たな施設整備に当たってPFI方式による包括的な民間委託を積極的に検討。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ 刑務所は迷惑施設と言われ大変だと思うが、新しく作る施設は、PFIの手法を取り入れて頑張ってもらいたい。
- ・ 例えば交通刑務所などは、犯罪傾向の進んでいない受刑者が多いと思うが、PFI方式による包括的な民間委託はできないか。
- ・ 特区制度はPFI方式とセットということではないので、特区で民間委託が認められた業務は、PFIとは切り離して、職業訓練、健康診断など個別に委託するという検討が必要ではないか。地方では委託先が限られることや自治体の協力が得られるかどうかの問題もあるかもしれないが、委託を推進する方法を考えてほしい。
- ・ 定員削減の検討に当たっては、市場化テスト、PFIのノウハウを最大限生かし、民間委託したケースをベースに考えるべきではないか。

重要方針における見直しの方向性

非公務員型独立行政法人化等

農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

非公務員型独立行政法人へ移行すること。

検討の状況（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

国に残すべき業務と独法に移行すべき業務の区分について

【農林水産省からの説明】

- ・ 国有林野はその9割を保安林が占め、我が国の安全安心な国土管理の要。国有林野事業のうち、企画立案を行う基本的な部分は引き続き国が実施することとし、現場の実施業務のうち定型的なものについては独立行政法人への移行を考えている。
- ・ 国有林野事業は現場レベルでの判断が重要であり、これは「企画立案」に含まれると考えている。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 約5,000人の国家公務員のうち何人が独立行政法人に移るのか分からない。
- ・ 独立行政法人化を検討する際における「企画立案」業務とは、本省レベルで行う政策の企画立案業務を指すものである。
- ・ 現場レベルでの判断は事業の実施に当然伴うものであり、それを「企画立案」とは呼べない。
- ・ 様々な独法の中には総合的な調整から実施業務までを一元的に行うものもあり、他の独立行政法人の例も参考に、独立行政法人に移行すべき業務の範囲を再検討すべき。
- ・ 国有林野事業は治山から木材の伐採、販売までを一体的に行うものであり、それを細分化して性質ごとに国の業務と独法の業務に区分するのは、かえって非効率ではないか。森林管理局全体を独立行政法人に移し、一体的に森林の利活用、保全を図ることが良い。全般的に移すという発想がないと、できたものがこぢんまりとしてしまい、機能を発揮できない。
- ・ 森林の維持管理には国家公務員の身分は必要なく、森林組合など地元の民間の人々を活用して実施すればよい。
- ・ 国有財産管理としての森林管理の実施業務には政策の企画立案の要素がほとんどない。国が中期目標を作って示し、独法が中期計画を作って実施すればよい。
- ・ 治山治水の最上流である森林をきちんと管理しなくてはならないのはもっともだが、森林には国有林以外にも公有林、民有林がある。異なる主体が管理しているために、森林の全体を面的に管理できていないのが、災害時にも大きな問題となっている。各々何らかの形で民間委託されている現状も踏まえ、いっそ管理主体を変えて一体的に管理するという検討も必要ではないか。

特別司法警察職員の取扱いについて

【農林水産省からの説明】

- ・ 特別司法警察職員としての業務については、産業廃棄物の投棄や貴重な高山植物の窃盗などに

対処するため、引き続き国として実施することが必要。

- ・ 立件数は少ないが、一罰百戒的な要素が強く、相応の効果がある。
- ・ 武器、警棒等は携行していないが、通常の事案は特別司法警察職員の身分証を見せることで対応できる。悪質事案については警察に通報し連携して対応。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 職員1人当たり山手線の内側と同じぐらいの面積という広範囲を管轄している現状にあって、特別司法警察職員としての機能を十分果たしているか疑問。むしろボランティアを活用したほうが監視の目が行き届くのではないか。
- ・ 悪質事案は警察に通報している現状を踏まえれば、民間人でも同じこと。現行犯逮捕なら民間人でも可能であり、特別司法警察職員の身分を有する職員がいるからといって、国でないといけない理由にはならない。



**重要方針における見直しの方向性**

非公務員型独立行政法人化等

**厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性**（1月6日行政改革推進事務局）

非公務員型独立行政法人へ移行すること。

**検討の状況**（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

**【厚生労働省からの説明】**

- ・ ナショナルセンターを充実発展させるため、その役割・位置づけにふさわしい法人形態を検討しつつ、制度的・財政的な措置を講じた上で、非公務員型独立行政法人化を検討する。
- ・ ナショナルセンターとして国民から期待される機能を充実強化するための諸条件が担保できない場合には、非公務員型独立行政法人とすることは困難。但し、担保できなくなる可能性は少ないと考える。
- ・ 国立国際医療センター国際医療協力局（61人）の業務の一部については、厚生労働本省に移管することを検討する。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 非公務員型独立行政法人化へ前向きに検討を行うことは、基本的に高く評価する。
- ・ どうしてもやむを得ない部分を最小限として、できるだけ全体として法人化を検討すべきである。

制度的・財政的課題等について

**【厚生労働省からの説明】**

- ・ ナショナルセンターに、国の医療施策に関する企画立案に関し、厚生労働省に対し政策提言を行うことができる仕組みの構築等が必要である。
- ・ 借入金に係る債務処理や業務の適切かつ安定的な運営を維持するための必要な措置を講じる必要がある。

**【委員からの指摘・意見】**

- ・ 制度的・政策的な課題については、今後の法人の詳細設計の段階で解決すべき。
- ・ 国が負債を全部背負ってしまうことは避けるべきであり、しっかりした負担能力の査定を行うことが必要である。
- ・ 財政支援や負債が残ったままというのは不適切であり、負債の返済見通しや効率化なども検討すべきである。
- ・ 政策的な研究費補助を活用し、可能な限り運営費交付金に頼らないで済むよう効率化を進めるべき。
- ・ 法人化した後も効率化の努力は必要であり、法人化した後の規模等についても中期目標の策定を視野に入れて検討を進めるべき。

## 法人の形態論

### 【厚生労働省からの説明】

- ・ 医療政策の効率的な推進に支障を来すことのないよう、法人の形態は、ナショナルセンターごとに個別の法人とすることとしたい。

### 【委員からの指摘・意見】

- ・ これまでの独立行政法人の見直しの議論では、統合して共通業務の集中による効率化を図るのが大きな方向である。これを踏まえ、各センターを一つの法人とするか、各センターごとの法人とするかについて、メリット・デメリットを明確にしてほしい。この点については、将来の課題としてではなく、すぐにでも検討を行うべきである。

**参考1 追加検討要請事項の選定について**

追加検討要請事項の選定に当たっては、重要方針を踏まえた一定の基準により事項を絞り込んだ（注）上で、第1回会議及び第2回会議において検討を行った。その際、

- ・ 審議の効率を考え、人数規模の小さな事項を除外してはどうか、
- ・ 国民生活（生命）の安全に関する事項を除外してはどうか、
- ・ 全府省に関係する横断的事項（内部管理業務等）は除外してはどうか、

といった意見があり、審議の結果、計7事項を追加検討要請事項として決定した。

（注）重要方針を踏まえ、以下に該当する事項を整理した。

- ・ 特別会計改革において個別の見直し対象となった事項から、事業特会に限定、行政機関以外が主な実施主体であるもの及び融資関係を除外、特会定員がゼロのものを除外、さらに行政改革の重要方針において独立行政法人化や主な事業の廃止・スリム化が指摘されていないものを除外した事項
- ・ 規制改革・民間開放推進会議のヒアリングの対象となった事項から、行政機関以外が主な実施主体であるものを除外し、ヒアリングを実施したのみのものを除外した事項
- ・ 行政改革会議の審議において独立行政法人化等の検討対象となった事項から、既に独立行政法人化、民間移譲・民営化、廃止されたものを除外した事項

**参考2 定員純減に向けた検討の方向**

2月10日の閣僚懇談会で行政改革担当大臣から関係閣僚に対して検討の要請を行ったことを受けて、同日、行政改革推進事務局から関係各省に対して、以下に示すそれぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、見直し結果をその考え方や根拠とするデータ等とともに提出するよう求めた。

登記・供託関係（法務省）

（1）登記

平成22年度末の登記特別会計の一般会計への統合に向けて、真に必要な業務にスリム化し、そのために必要な要員規模に縮減すること。その際、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。また、スリム化に当たっては、オンライン申請の普及率が上がるよう、システムの改良を含め所要の検討を行うこと。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

（2）供託

真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務につ

いては、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

#### 国有財産管理関係（財務省）

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産及び普通財産の管理並びに国家公務員宿舍の設置・管理に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
  - 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産の使用調整業務について、定型的な業務を洗い出して、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
  - 民間のノウハウ・活力を活かした資産売却を促進するため、普通財産の処分（売却）に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
- 関係法令の規定により、国自ら行わなければならない契約、入札等の事務については、民間委託推進の障害となることから、関係法令の改正も検討すること。

#### 労働保険（労災）関係（厚生労働省）

重点 8 事項の「ハローワーク関係」と合わせて検討することとした（別紙 2 - 4 参照）。

#### 官庁営繕関係（国土交通省）

官庁営繕部の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

官庁営繕部は全国に約 1,200 人の定員を抱えているが、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 国の建築物の保全の適正を図る業務は一義的に施設管理者が実施すべきことを徹底し、指導業務を行う体制と定員を見直すこと。
- 民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

#### 国土地理院関係（国土交通省）

国土地理院の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

測量事務について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

#### 自動車登録関係（国土交通省）

自動車登録業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

自動車保有関係手続のワンストップサービスが、平成 17 年 12 月から導入されている（20 年ま

で全国展開)が、関係手続のITの活用によるスリム化を推進すること。

#### 気象庁関係(国土交通省)

気象庁の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

気象の予報、観測等の実施業務について、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 民間等他の主体による観測データの活用を進めることによって、気象庁が直接実施する観測の対象と範囲を見直し、重点化すること。
- 機械化・自動化など観測技術の発達を踏まえて観測体制と定員の見直しを行うこと。
- 観測機器等の高度化を踏まえ、気象庁の職員が直接実施している機器の保守・点検作業をやめて、包括的民間委託を行うこと。

#### 参考3 報告を要請した事項の取扱い

追加検討要請事項とはしなかったが委員の関心が高かった以下の4事項については、業務・定員のスリム化の取組状況などについての資料の提出を求めた上で、その取扱いを検討することとした。

##### 防衛施設関係(防衛庁)

##### 国税関係(財務省)

##### 特許関係(経済産業省)

##### 空港整備関係(国土交通省)

これらについては、第5回会議(3月22日)において、提出された資料について審議を行った結果、以下のとおり取り扱うこととした。

防衛施設関係については、談合事件の再発防止策等についての検討が防衛庁において進んでおり、その中で、防衛施設庁の解体を含む機構改革が進むことが想定されることから、有識者会議としても、総人件費改革の観点からその検討の動向を引き続き注視することとし、今後、防衛庁に状況報告を求めつつ、必要に応じて議論を行うこととする。

その他の3事項については、有識者会議としても、総人件費改革の検討を効果的・効率的に行うため既に検討の対象とした計15事項に力を注いで議論を進めていく必要があることから、更なる追加検討要請事項としては取り上げないこととする。しかし、もとより政府部内において自ら厳しく定員管理を続けていくべきことは当然である。このため、今後の関係各省の厳しい自己努力を求めるとともに、毎年度の予算編成過程を通じた定員管理を通じて、総務省行政管理局がスリム化努力を厳格にチェックし、定員査定に反映させていくことを要請する。

#### 別紙 4 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化についての総務省の取組方針

地方支分部局等及びIT化に係る業務について、これまで予算編成過程で行われていた「減量・効率化方針」の改定作業を前倒し実施し、最終取りまとめに向けて、事務・事業の見直しを徹底する。具体的には、現行「減量・効率化方針」に掲げる個別取組事項（225項目）のうち地方支分部局等及びIT化に係る事項に関し、（ ）取組内容の具体化や、対象範囲の拡大を図るなど内容の充実深化、（ ）その事項が確実に推進されるよう取組の更なる徹底、（ ）中期的な取組内容の明記、（ ）新規事項への取組等を引き続き進めることとする。

##### < 地方支分部局等の見直し >

重要方針に定める厳格な定員管理を通じた1.5%以上の純減の推進に当たっては、メリハリのある定員配置を図りつつ、国の行政機関の定員の約2/3を占める地方支分部局に重点を置いて純減を確保することが肝要であり、このため、「減量・効率化方針」の見直し作業を更に推進する。また、有識者会議による業務の大胆かつ構造的な見直し、「減量・効率化方針」改定の前倒し作業を通じ、既往の閣議決定等のフォローアップを行いつつ、地方支分部局等の定員とともに機構の見直しの検討を進める。

##### < IT化による業務のスリム化 >

原則として平成17年度末までに策定することとされている「最適化計画」における業務処理過程の重複の排除、システムの共通化・一元化等の最適化の実施による業務処理時間削減の可能性等に基づく定員合理化効果を検討する。また、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、共通的な業務処理システムの導入に伴う内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）に係る定員合理化効果を検討し、関係定員を3割以上削減するよう方針の具体化を推進する。

## 別紙5 配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況に対する委員からの主な指摘

内閣官房行政改革推進事務局から、第4回会議（3月16日）において、下記の「配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）」に沿って検討状況の報告を受けた。その際の委員からの主な指摘・意見は以下のとおりである。

- ・ 事業不振の民間企業が行う手段は、退職後不補充、配置転換、出向、転籍から、退職金を割増した上での希望退職までである。職員の事情に応じた多様な選択肢を示す必要があるのではないか。最後で行き詰まることのないよう手立てを考えてもらいたい。
- ・ 組織の新陳代謝にも配慮したいというのが本音だろう。全て配転というのも無理があるのではないか。
- ・ 民間の場合には退職金の割増をつけて希望退職を募るのが一般的であり、無理な配転によるコストも考えるべき。優秀な人にはいろいろな選択肢があるはずであり、本人にとってもそれが望ましいのではないか。
- ・ 閣僚級で雇用の問題を検討するというのは手厚い体制であり、各省は後顧の憂い無く定員の純減を検討してもらいたい。

### 配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）

#### 1 定員純減に伴う配置転換、採用抑制等の実施

##### (1) 採用抑制の実施

- ・ 要合理化部門は、削減の内容に応じ退職後不補充・抑制
- ・ その他の部門は、長期的な雇用戦略等にも配慮しつつ職員の受入れが見込まれる職域・職種について一定の採用抑制  
（要合理化部門所管府省は、一層の自主的努力）

##### (2) 配置転換・研修の実施

- ・ 要合理化部門からその他の部門への配置転換
- ・ 配置転換の実施に当たっては必要な研修を実施（効果的な研修の在り方について検討）

#### 2 計画の策定及び実施体制

##### (1) 配置転換・採用抑制の全体計画・各年度実施計画の策定

- ・ 定員の純減に係る個別実施計画の内容を踏まえ、6月に全体計画を策定
- ・ 次年度の実施計画を各年初に策定（18年度分は全体計画決定後速やかに策定）

##### (2) 実施計画の策定及び実施のための体制

- ・ 国家公務員雇用調整本部（仮称）の設置
- ・ 本部幹事、地方推進協議会（仮称）の設置

##### (3) 当面実施する事項

- ・ 本部の発足、全体計画の策定等に向けた諸準備
- ・ 当面の採用に関する暫定方針の提示

#### 3 その他

##### (1) 全体計画の確実な実施

- ・ 配置転換対象者への説明、説得
- ・ 配置転換の進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討

##### (2) 国の行政機関以外への移籍等

- ・ 国の行政機関以外への移籍等が可能となるよう、必要な取組

(参考1)

## 行政減量・効率化有識者会議について

平成18年1月23日  
行政改革推進本部長決定

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定。以下「重要方針」という。)に基づき、以下のとおり決定する。

- 1 「独立行政法人に関する有識者会議」を、「行政減量・効率化有識者会議」(以下、「会議」という。)に改組する。
- 2 会議は、当本部の求めに応じ、次の事項について検討を行うこととする。
  - (1)重要方針2(1)イ及びウに定める独立行政法人の見直しその他の独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する事項
  - (2)重要方針4(1)ア(ア)に定める国の行政機関の定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項
- 3 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 会議の庶務は、特殊法人等改革推進本部事務局、総務省等の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。



(参考2)

## 行政減量・効率化有識者会議の開催実績と今後の予定

平成18年3月

<u>12月</u> 24日	<「行政改革の重要方針」の閣議決定>
<u>1月</u> 6日 31日	<行政改革担当大臣から関係閣僚に対し8事項の検討要請> <b>【第1回会議】</b> 総人件費改革の実行計画等について(事務局) 国の行政機関の定員管理及び減量・効率化の取組について(総務省行政管理局) 追加検討要請事項についての検討
<u>2月</u> 8日 10日	<b>【第2回会議】</b> 追加検討要請事項についての検討・決定 <行政改革担当大臣から関係閣僚に対し7事項の追加検討要請>
<u>3月</u> 10日 16日 22日 24日 30日	<b>【第3回会議】</b> 検討要請事項の各省ヒアリング(農林統計関係、食糧管理関係、森林管理関係) <b>【第4回会議】</b> 検討要請事項の各省ヒアリング(国立高度専門医療センター関係、ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係、行刑施設関係) 配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況(事務局) <b>【第5回会議】</b> 地方支分部局・IT化についての検討状況(総務省行政管理局) 報告要請4事項についての報告(事務局) 検討要請事項の各省ヒアリング(社会保険庁関係、北海道開発関係) <b>【第6回会議】</b> 中間取りまとめについて(討議) <b>【第7回会議】</b> 「中間取りまとめ」(討議・決定)
<u>4月</u>	2月10日追加検討要請事項の各省ヒアリング 1月6日検討要請事項の再ヒアリング(必要に応じて)
<u>5月</u> }	最終取りまとめ(案)の討議・決定
<u>6月</u>	<6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定>

## 総人件費改革の実行計画 ( 国の行政機関の定員の純減目標の関連部分 )

行政改革の重要方針の一部として  
平成 17 年 12 月 24 日閣議決定

### 4 総人件費改革の実行計画等 ( 抄 )

#### ( 1 ) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員 ( 94.8 万人、郵政公社職員を含む。 ) の総人件費について、対 GDP 比でみて今後 10 年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」(平成 17 年 11 月 14 日経済財政諮問会議)に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後 5 年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成 18 年度予算や地方財政計画から順次反映させることとする。

#### ア 公務員の定員の純減目標

##### 国家公務員の純減目標

政治的リーダーシップの下、今後 5 年間で、郵政公社職員を除く国家公務員 ( 定員ベースで 68.7 万人 ) を 5 % 以上、純減させる。

##### (ア) 国の行政機関の定員

国の行政機関の定員 ( 33.2 万人 ) を今後 5 年間で 5 % 以上純減させる。

このため、定員合理化計画 ( 定員の 10 % 以上削減 ) の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減 ( 1.5 % 以上の純減 ) を確保するとともに、以下の重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減 ( ワークアウト ) を強力に進め、その結果を定員の削減 ( 3.5 % 以上の純減 ) に反映させ、5 % 以上の純減を確保する。その際、実施に向けてさらに個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議 ( 仮称 )」(行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成 18 年 1 月に改組)の知見も活用しながら、遅くとも平成 18 年 6 月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。この政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後 5 年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

- ( ) 農林統計関係
- ( ) 食糧管理関係
- ( ) 北海道開発関係 等

地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し

- ( ) 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ( ) 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ( ) 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する。
- ( ) 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- ( ) 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ( ) 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。

包括的・抜本的な民間委託等

- ( ) 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務
- ( ) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務
- ( ) 給与計算等の内部事務・定型的業務
- ( ) 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。

IT化による業務のスリム化

- ( ) 電子政府・電子自治体を推進し、あわせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。
- ( ) 人事・給与等、共済、物品調達などの各業務については情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

非公務員型独立行政法人化等

- ( ) 森林管理関係業務
- ( ) 国立高度専門医療センター
- ( ) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等

純減目標達成のための制度の見直し等

内閣官房を中心に以下の取組を行う。

- (ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

目標の適切な見直し

国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。

平成 18 年 1 月 6 日閣僚懇談会  
行政改革担当大臣配付資料

総人件費改革の実行のため、事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減の確保について、次により、各府省の最大限の協力を求める。

- 1 業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組の検討について
  - ・ 重点事項として指摘された次の個別事項について、関係府省において、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、2 月下旬を目途にその状況を報告する。  
( 検討対象事項 )
    - ア 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理  
( 農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係 )
    - イ 包括的・抜本的な民間委託等  
( ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係 )
    - ウ 非公務員型独立行政法人化等  
( 森林管理関係、国立高度専門医療センター関係 )これら以外の事項についても、「行政減量・効率化有識者会議」の知見等を踏まえ、追加して検討を要請する。
- 2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化について
  - ・ 実行計画に定められた検討方針に従い、総務省の協力を得て、重点的に見直しを実施する。各府省は、これに格段の協力を行う。
- 3 新規採用抑制、配置転換について
  - ・ 純減目標達成のためには、職員の雇用の確保などセーフティネットの整備が重要であり、このため、来年度以降の新規採用抑制、配置転換や研修の枠組みの全体像を 3 月中下旬を目途に示す。各府省の今後の新規採用活動はこれに沿って進める。
  - ・ それまでの間も、1 の個別具体的な検討事項を所管する府省は、既内定者の採用、専門資格職種の補充、治安関係等を除き、年度途中の採用を原則として行わないこととする。
  - ・ 各府省は、枠組み構築等に向けた職員構成、採用、退職等の実態把握等に積極的に協力する。

平成 18 年 2 月 10 日閣僚懇談会  
行政改革担当大臣配付資料

事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減を確保し、総人件費改革を実行するため、次により、各府省の最大限の協力を求める。

1 月 6 日の閣僚懇談会における検討要請事項に加え、以下の個別事項について、定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組方策を関係府省において自ら検討する。その結果は、3 月下旬を目途に報告する。

( 追加検討要請事項 )

登記・供託関係、国有財産管理関係、労働保険（労災）関係、官庁営繕関係、国土地理院関係、自動車登録関係、気象庁関係

このほか、以下の 4 事項については、各事項における業務・定員のスリム化の取組、諸外国における業務執行体制等の資料提出を求めた上で、取扱いを検討する。

防衛施設関係、国税関係、特許関係、空港整備関係

( 注 ) 1 月 6 日の閣僚懇談会における要請について

1 個別具体的な取組の検討要請事項

以下の 8 事項について引き続き関係府省において検討を深め、2 月下旬を目途に内閣官房に報告

( 1 月 6 日検討要請事項 )

農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係、ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係、森林管理関係、国立高度専門医療センター関係

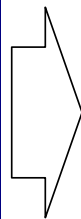
2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化

内閣官房の協力要請を受けて総務省が中心となり重点的な見直し作業を実施。各府省はこれに格段の協力

# 省庁再編以降の国の行政機関等の職員数の動向

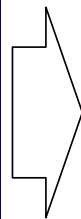
行政機関 84.1万人 (除自衛官 以下同じ)	特殊法人 42.7万人
-------------------------------	----------------

【平成十三年一月】



行政機関 80.7万人		特殊法人 26.1万人 (H14.1)	民営化 JR東日本(7.5) JR東海(2.2) JR西日本(3.9)
治安関係	6.2万人	独立行政法人 1.9万人	
国税	5.6万人		
社保・労働	4.1万人		
河川・運河・港湾等	3.0万人		
防衛(除自衛官)	2.4万人		
食糧・農林統計等	2.0万人		
登記等	1.2万人		
その他	8.5万人		
国有林野	0.6万人		
郵政現業	28.6万人		
造幣・印刷	0.7万人	国立病院等	4.4万人

【平成十五年三月】



行政機関 33.2万人(H17年度末)		特殊法人 (非公務員) 12.1万人 (H18.1)	郵政公社 (公務員) 26.2万人 (H17.3)	民営化等 完全民営化 民間法人化 廃止
治安関係	6.3万人	国立大学 法人等 (非公務員) 11.8万人 (H17期首)	独立行政法人 (公務員・非公務員) 13.2万人 (H18.1)	
国税	5.6万人			
社保・労働	4.0万人			
河川・運河・港湾等	2.9万人			
防衛(除自衛官)	2.4万人			
食糧・農林統計等	1.8万人			
登記等	1.2万人			
その他	8.5万人			
国有林野	0.5万人			
郵政現業	28.6万人			
造幣・印刷	0.7万人	国立病院等	4.4万人	
国立学校	13.4万人	国立大学法人等(非公務員)	11.8万人(H17期首)	

【平成十八年三月】

定員管理の対象

中期的な目標管理と第三者による厳格な事後評価  
廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し  
企業の経営手法による業務・財務運営徹底した情報の公開

H19年10月民営化  
NTT、JR(本州3社を除く)、NHK、JT等

(参考6)

### 国の行政機関の定員の主な内訳

